

第29号議案

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同条ただし書中「ただし、」の次に「管理職手当及び」を加え、同条第1号を次のように改める。

- (1) 職員条例第7条の2第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員（本庁の部長又は次長の職にある職員その他のその職務の特殊性を考慮して規則で定める職員に限る。） 100分の10

第1条に次の1項を加える。

- 2 職員条例第7条の2第1項の規定により支給される管理職手当の月額、特例期間において、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、当該額に前項各号（第3号を除く。）に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

第2条中「、第4条の2」を削り、同条ただし書中「ただし、」の次に「管理職手当及び」を加え、同条第1号を削り、同条第2号中「（前号に掲げる教育職員を除く。）」を削り、同号を同条第1号とし、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 2 県立学校条例第17条の2第1項の規定により支給される管理職手当の月額は、特例期間において、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に前項第1号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

第3条ただし書中「ただし、」の次に「管理職手当及び」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前条第2項の規定は、市町村立学校条例第15条の3第1項の規定により支給される管理職手当について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の改正規定 (「平成19年 3 月31日」を「平成20年 3 月31日」に改める部分に限る。次項において同じ。) は公布の日から、その他の規定は平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例 (第 1 条の改正規定を除く。) による改正後の職員の給与の特例に関する条例の規定は、平成19年 4 月分以後の給与について適用し、同年 3 月分以前の給与については、なお従前の例による。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。